

別紙

子ども福祉医療費助成制度について

【現物給付方式導入にかかる変更点】

区分	改正前 ～平成29年3月31日まで	改正後 平成29年4月1日～
現物給付 対象者	平戸市在住の乳幼児のみ (6歳到達後の最初の3月31日受診分まで) ※生活保護受給者は対象外	平戸市在住の乳幼児及び小・中学生の児童 (15歳到達後の最初の3月31日受診分まで) ※生活保護受給者は対象外
現物給付 の対象と なる医療 機関	乳幼児：長崎県内 小・中学生：なし	乳幼児：長崎県内 小・中学生：平戸市内
保護者負担	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし)	1医療機関あたり、1日800円、 月上限1,600円 (調剤薬局は保護者負担なし) ※変更なし
受給者証	乳幼児：公費負担番号の記載有り 小・中学生：公費負担番号の記載なし	乳幼児：公費負担番号の記載有り 小・中学生：公費負担番号の記載有り

【留意事項】

- 小・中学生も現物給付の対象としますが、公費負担者番号は現在の乳幼児と同じ「80420078」です。乳幼児福祉医療の資格をお持ちの方は、原則として受給者番号も中学校卒業まで同じものを引き続き利用します。
- 現在の乳幼児福祉医療は長崎県内で現物給付での助成を実施しておりますが、今回の制度拡大(小・中学生分)は、平戸市独自のものであるため、平戸市外在住の患者さんについては、現物給付とはなりません。小・中学生分については特に、必ず受診時の住所の確認をお願いします。
- 小・中学生の受給者証については、新たに発行し3月末までに保護者宛に郵送しますが、現物給付での受診は平成29年4月1日以降となりますので、ご注意ください。